

平成28年度第5回南関町農業委員会会議録

平成28年7月11日(月)
午後1時30分開会
南関町役場第一会議室

一、開会宣言

二、議事日程

1. 開 会
2. 農業委員憲章朗読
3. 会長挨拶
4. 議事録署名人の指名
9番 北原照代君
10番 竹島久利君
5. 議 事
第12号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
第13号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第14号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第15号議案 農地利用集積計画の承認について
6. その他
7. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。(11名)

会長 松本 公正 君	副会長 竹島 久利 君
1番 松本 泰典 君	2番 荒木 勝治 君
3番 釘崎 眞貴子 君	4番 矢野 房幸 君
5番 原 靖 君	6番 山本 精武 君
7番 荒木 茂 君	8番 田崎 芳憲 君
9番 北原 照代 君	

四、欠席委員は次のとおりである。(0名)

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

事務局長 寺本 藤雄 君
書記 上田 賢 君

平成28年度第5回南関町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午後1時30分

1. 開会

○副会長（竹島 久利君） 起立。では、時間がまいりましたので、ただいまから平成28年度の第5回の農業委員会総会を開会します。礼。

○事務局長（寺本 藤雄君） 本日は、委員皆様、全員出席でございますので、総会が成立することをご報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員憲章朗読

○事務局長（寺本 藤雄君） では、早速ですけれども、農業委員憲章朗読を4番、矢野委員さん、よろしくお願いいたします。

○4番（矢野 房幸君） （農業委員憲章は省略）

○事務局長（寺本 藤雄君） はい、ありがとうございました。

それでは、総会開催にあたり、会長挨拶をお願いいたします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（松村 公正君） こんにちは。どうも、ご苦勞様でございます。

私事ではございますが、皆様に大変ご迷惑、またご心配をお掛けいたしました。また、早期発見でございまして、どうにか生きていること、喜ばしく思っております。今後はですね、皆様方と一緒に、町、農業の発展のために頑張っていく所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今年、まあ以前から、異常気象、異常気象と言われておりますが、今日もまた山鹿辺りでは大雨注意報が出ていたようでございまして、4月の2度にわたる地震ですね、6月は大雨ということで、かなり南関町でも被害が出ているということでございまして、町に出ている被害だけでも、650件ぐらい出ているようでございます。また、この雨がまだまだ降るようでございますので、早く梅雨明けでも来ればですね、いいかと思いますが、農地あたりもたいがい傷んでおります。また、農地パトロールも近々始めたいと思っておりますので、何かとお忙しい中でございますが、よろしくお願いいたします。

○事務局長（寺本 藤雄君） はい、ありがとうございました。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事の進行は、松村会長をお願いいたします。

町農業委員会会議規則第8条第2項では、「発言しようとする時は議長の許可を受けなければならない」となっています。また、携帯電話につきましては、電源を切られるか、マナーモードにされますようお願いいたします。

それでは、会長、お願いいたします。

-----○-----

4. 議事録署名人の指名

○議長（**松村 公正君**） それでは、早速議事に入りたいと思います。

まず、議事録署名委員の指名をいたします。今回は、9番の北原委員、10番の竹島委員をお願いしたいと思います。

-----○-----

5. 議 事

○議長（**松村 公正君**） それでは、審議議案に入ります。

第12号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局（**上田 賢君**） はい。事務局より説明申し上げます。

第12号議案、農地法第3条第1項の規定による農地の許可申請についてご説明いたします。

1番、受付日、平成28年6月24日、申請番号57号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等については記載のとおりとなり、売買による所有権移転となります。

事務局からの説明は以上です。

○議長（**松村 公正君**） はい、ありがとうございました。

第12号議案は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請1件でございます。ただいまの説明に関連しまして、現地調査に出向かれた委員の補足説明をお願いいたします。

5番、原委員、お願いします。

○5番（**原 靖君**） はい、原です。7月7日、中河原さんと上田さんと3人で現地のほうに出向きました。この地図を見ていただくとわかるように、隣の土地を購入されて、既に区画は、田んぼはついています。これまで、購入してくれということだったみたいですので。まあ問題ないと思います。購入される方も、農家の方ということを上田さんのほうから説明を受けております。何ら問題ないと思います。

以上です。

○議長（**松村 公正君**） どうもありがとうございました。

事務局、委員の説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。ご

ございませんか。

はい、どうぞ。北原委員。

○9番（北原 照代君） 9番、北原です。

今、事務局でこれは売買と説明していただきましたので、これは期間は永久じゃないんですか。永久って書いてある。賃貸か使用貸借なのかなと思ったら。

○1番（松本 泰典君） これ、永久と書いてある。

○事務局（上田 賢君） 売買だけから、所有権移転です。なら、すみません、移転になります。所有権の移転になります。

○9番（北原 照代君） 上田さんは、ずっと使用だから、永久という意味で書かれたのかなと思ったので。

○事務局（上田 賢君） すいません、そういう意味で書きました。

○9番（北原 照代君） 法改正あると、使用貸借なのかなと、こういうふうに書かれるのかなと思って勘違いしました。

○事務局（上田 賢君） すいません、そこは所有権移転です。

○議長（松村 公正君） ほかにございませんでしょうか。

（ありませんの声）

○議長（松村 公正君） ないようでしたら、採決に入りたいと思います。

第12号議案について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） 異議なしと認め、第12号議案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、第13号議案、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より内容の説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） 事務局よりご説明申し上げます。

第13号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請についてご説明いたします。

受付日は平成28年6月23日、申請番号56号。土地の所在地等は記載のとおりです。転用の目的は、共同住宅の建設となっております。

また、本申請時については、現在、申請者が資材置場として利用していることから、始末書が提出されております。

事務局からの説明は以上です。

○議長（松村 公正君） 第13号議案は、農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請1件でございます。

ただいまの説明に関連して、現地調査に出向かれました委員より、補足説明をお願いいたします。

8番、田崎委員、お願いします。

○8番（田崎 芳憲君） 7日に、現地調査にまいりました。場所はですね、〇〇〇から〇〇〇のほうに行く〇〇〇の〇〇〇から入って、高速のガードをくぐって、200mぐらい行った所の右側です。現に、埋め立ててですね、もう整地してありまして、一応、始末書も付いているということです。周辺の同意も取れているということですので、問題はないと思います。

以上です。

○議長（松村 公正君） ただいま、説明が終わりましたが、13号議案について、何かご質問はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○1番（松本 泰典君） 1番の松本です。

これ、施設が281.36㎡となっているけど、登記上の面積は1,336㎡、残りは何か駐車場か。

○事務局（上田 賢君） 説明いたします。残りの面積については、駐車スペースというのと、水路、または浄化槽の設置等の面積に使われるということで、予定をされております。

○1番（松本 泰典君） はい、分かりました。

○議長（松村 公正君） そういう場合たい、全部変えてよかっかね。

○事務局（上田 賢君） 転用面積と施設面積を別々にあっておりますので、次回から記載方法について、また、もうちょっと細かく書かせていただこうと思います。

○事務局長（寺本 藤雄君） 個人に転用すつとやろ。

○事務局（上田 賢君） はい、転用は全面積です。

○議長（松村 公正君） ほかにありますか。

（ありませんの声）

○議長（松村 公正君） 採決に入りたいと思います。

第13号議案について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） 異議なしと認め、第13号議案は原案のとおり許可相当であると決定いたしました。

続きまして、第14号議案、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

今回の許可申請には、2番、荒木委員を譲受人とする案件が含まれておりますの

で、農業委員会規則第10条の議案参与の制限に該当するため、申請番号55以外の申請を先に審議の上、許可の可否の判断を行い、その後、荒木委員においては一旦退室をお願いし、採決を行うことといたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） 事務局よりご説明申し上げます。

第14号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請についてご説明いたします。

1番、権利の種類は所有権移転、受付日は平成28年6月20日、申請番号55号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりです。転用の目的は農道の設置となっております。

次に、2番ですが、権利の種類は所有権移転、受付日は平成28年6月27日、申請番号58号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりです。転用の目的は一般個人住宅の建設で、隣接している宅地と合わせての事業の実施を計画されております。

2番の補足で、農地の転用面積が46㎡で、施設面積が59.62㎡となっておりますが、隣接の実家の宅地の分を約13㎡ほど利用されての建設になるため、転用面積と施設の面積が違います。

以上、事務局からの説明を終わります。

○議長（松村 公正君） ただいま、事務局の説明が終わりました。

関連して、現地調査に出向かれたました委員より、補足説明をお願いしたいと思っております。

8番、田崎委員、お願いします。

○8番（田崎 芳憲君） 2番のほうですね、この7日に、推進委員の岩下さんと3人で見てまいりました。説明がありましたとおり、建物を建てるために、少し狭いので上の畑を広げるということで、屋敷の家ですので、何ら問題はないと思っておりますけれども、ご報告いたします。

○議長（松村 公正君） ただいま、説明が終わりました。

ナンバー58番ですよ、受付申請番号の、これの件に関してですよ、何かご質問ございませんでしょうか。

（ありませんの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決に入りたいと思っております。

第14号議案、ナンバー2は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） 異議なしと認め、第14号のナンバー58は、議案は原案の

とおり許可相当であると決定いたしました。

続きまして、55番に入りたいと思いますが、5番委員の荒木さんが関連する議案でございますので、荒木委員におかれましては暫時退席をお願いしたいと思います。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） 事務局よりご説明申し上げます。

第14号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請についての1番の説明を申し上げます。

権利の種類は所有権移転、受付日は平成28年6月20日、申請番号55号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりです。転用の目的は農道設置となっております。

以上、事務局からの説明を終わります。

○議長（松村 公正君） 事務局の説明が終わりました。

関連して、現地調査に出向かれました委員より、補足説明をお願いしたいと思います。

1番、松本委員、お願いします。

○1番（松本 泰典君） はい、松本です。

先日、8日だったと思いますが、事務局の上田さんと、地元の推進委員の西山さんと現地確認に行ってきました。この土地は5月に売買で、あがった土地の、ここに道路がないということで、この道路を下の田んぼの人に相談して、ここに進入路をつくるということで売買ということになったそうです。

現地としては何も問題ないと思いますが、現地確認に行ってきたとき、この田んぼはこの前、大雨のときで稲を植えてありましたけど、ほとんど流れてないような状態です。

それで、私が、余談になりますけど、この〇〇〇を改修して、圃場整備か何かすれば、道路も購入せんでもできるかなとは感じいたしました。

この件につきましては、何も問題ないと思います。以上です。

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。

ただいま、事務局、委員よりの説明が終わりました。何か質問はございませんか。

（ありませんの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決に入りたいと思います。

第14号議案、ナンバー55は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） 異議なしと認め、第14号議案、ナンバー55は原案のとおり

り許可相当であると意見決定いたしました。

それでは、第15号議案、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい。農地利用集積計画の承認についてご説明申し上げます。

1番、利用権等の種類は、貸借権で、貸人、借人、土地の所在地等は記載のとおりで、合計面積は1,416㎡、期間は5年間となっております。

2番から4番までは、貸人は別ですが、借人は同じになります。利用権等の種類は、2番は使用貸借権、3番、4番は賃借権、土地の所在地等は記載のとおりで、合計面積は6,685㎡、期間はそれぞれ記載のとおりです。

次に5番から12番までは、同一の申請となり、利用権の設定の種類は、使用貸借権となります。貸人、借人、土地の所在地等は記載のとおりで、親子の関係になります。

13番から22番までは、賃借権の設定となり、貸人、借人、土地の所在地等は記載のとおりです。

以上、事務局からの説明を終わります。

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。

第15号議案は、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画7件でございます。

事務局からの説明が終わりました。何かご意見はございませんでしょうか。

（ありませんの声）

○議長（松村 公正君） それでは、採決に入りたいと思います。

第15号議案について、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） 異議なしと認め、第15号議案は原案のとおり承認されました。ありがとうございます。

-----○-----

6. その他

○議長（松村 公正君） 続きまして、その他の報告事項に入りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

○5番（原 靖君） ちょっと質問いいですか。

○議長（松村 公正君） どうぞ。

○5番（原 靖君） 5番の原です。今回、○○○の土地・建物の隣接している所に、25㎡ほどでしたので、24㎡か、すごい狭い路地なんですけど、今、南関町で実際、

元南関町出身で、南関に住んでない方が、住所が福岡とか北九州とかにおられる方が、自宅を売買されるときに、農地まで買ってよと言われることが、これからかなり多くなってくると思います。そのときに、今回はたまたま農家の方だったから何も問題ないのですが、非農家の方が土地を買って、それに付いてくる農地等が、付いてくるというか、買ってと地主さんから言われる場合は、そのときにはちゃんと法律的なこととか、そういう整備というか、基準がちゃんとあるのかなというのが今回思いましたので、そこらへんをお尋ねしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○事務局（上田 賢君） 事務局より、ご説明申し上げます。

農地法の基準面積というのが、5反という、まず経営規模の面積の要件があります。ただ、南関町においては、確か特例の申請をしてあるため、3反以上という条件をまず経営規模の面積の要件を満たせば、条件はクリアになります。ただし、ほかに農業の経験だとか、知識を有しているかとか、機械等の所有等がまた別途、許可の要件に該当しますので、そういった今、委員よりご質問があったような案件についても、その条件をクリアしていないと、農地法の許可は得られないというふうになるかと思えます。

なので、そういったところのご相談が町に確かにあるということはありませんけれども、あくまでも農業委員会としては、その条件を審査した上でしか許可ができないというふうになると思えます。

○5番（原 靖君） その方が農家になれば、問題なく、問題はないということですね。その許可する、クリアすれば。

○事務局（上田 賢君） ただ、その要件というのが、例えば、ちょっと畑をつくりたいからぐらいだと、当然3,000㎡にはならないので、そうなってくると、やっぱり機械が要りますよねとか、耕運機ぐらいは最低限必要でしょうとか、経験はありますかというところは、申請書の中で確認をせざるを得ないところになります。ちょっとつくるには、大変な面積じゃないかなと。

○議長（松村 公正君） やっぱり、今言われるこつ、そげんことは今から出ると思うたいな。そらあもう、どうしてもやっぱ、どうにもいかんけん、申し出の、処分されたかとか、もう自分で作りのできんしいう人、多からしいですね。やっぱ、そういうとき、5反を3反に緩和してというやつだったですよ、この前の、委員会の。

○8番（田崎 芳憲君） この30aちゅうことは、買い受けた面積を合計して30a。それとも、元の。

○事務局（上田 賢君） いや、合計です。なので、例えば買う面積が1,500、借りる面積が1,500というふうな合計の申請でも、それは3,000㎡になるとい

うふうになります。ただし、一括での申請が必要になりますので、同時に審査にかけていただく必要はあります。

○議長（松村 公正君） ほかに何かございませんでしょうか。

（ありませんの声）

○議長（松村 公正君） それでは、お諮りいたします。本日の議決事件等の字句の調整・整理を議長に一任いただきたいと思います。何か異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） 異議なしと認め、処理することといたします。

それでは、慎重審議いただきましてありがとうございました。これで、議長席を下りさせていただきます。

-----○-----

7. 閉 会

○事務局長（寺本 藤雄君） ありがとうございました。それでは、副会長、閉会をお願いいたします。

○副会長（竹島 久利君） 起立。これもちまして第5回の農業委員会総会を閉会します。礼。

-----○-----

閉会 午後1時57分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人